

[事案 2023-173] 損害賠償請求

・令和6年4月23日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月から平成31年2月までの間に、募集人から、保険会社の商品で資産運用を行うなどと言われ複数回金員を預けたが、実際には、預けた金員の多くが保険会社の商品には充てられていなかった。そのため、募集人に対して預けた金員の返還を求めたが、その返還が受けられなかったことから、使用者責任（民法715条）にもとづく損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

申立人が主張する担当者との金銭授受について客観的資料がなく、募集人は、当該金銭を預かった趣旨、説明内容、用途について申立人とは異なる主張をしており、募集人の行為が詐取、私的流用であると評価することができないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が、どのような趣旨で募集人に対して現金を交付したのか、また、募集人の行為が保険会社の業務にどのような関連があるか否かについて、申立人と募集人との間で主張に大きな対立があるところ、募集人は、申立人より損害賠償請求訴訟を提起されているため、裁定審査会の事情聴取に応じる意向はないと述べており、事実を解明することができない。
- (2) 本件についての事実を明らかにするためには、申立人を本人として、また、募集人を証人として呼び出した上で、裁判所におけるのと同様の厳格な証拠調べ手続（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者による反対尋問権が保障されている手続）によることが必要不可欠であるが、裁判外紛争機関である裁定審査会には、このような手続は設けられていない。